



JPX
JAPAN EXCHANGE
GROUP

J-クレジットの 売買の区分の変更について

株式会社東京証券取引所

2022年12月19日

1. 売買の区分の変更の背景

- 現在、「カーボン・クレジット市場利用規約（売買参加）」第26条の規定に基づき、当取引所は、J-クレジットの売買においては方法論（大分類）（現在7種類）と個別方法論（現在64種類）の売買区分を設定しておりますが、売買の区分に関しまして、下表のとおりご意見を頂戴しております。
- 頂戴したご意見を踏まえ、実証参加者の利便性の向上及び取引機会の向上に資する観点から、**2023年1月4日から売買の区分を変更**することとします。

ご意見の概要

①	電力由来と熱由来の混合について	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの売買区分に電力由来のクレジットと熱由来のクレジットが混合しており、どちらが移転されてくるかわからないままでは買い注文を発注することができない。 ● 電力由来のクレジットと熱由来のクレジットを分けて取引できるようにすべき。
②	売買の区分の数と流動性について	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在は個別方法論まで指定する売買区分（3層）の数が多く、流動性を集められていないのではないかと。

変更の概要

【現在の売買区分】

方法論（大分類）又は個別方法論 ごとの売買の区分



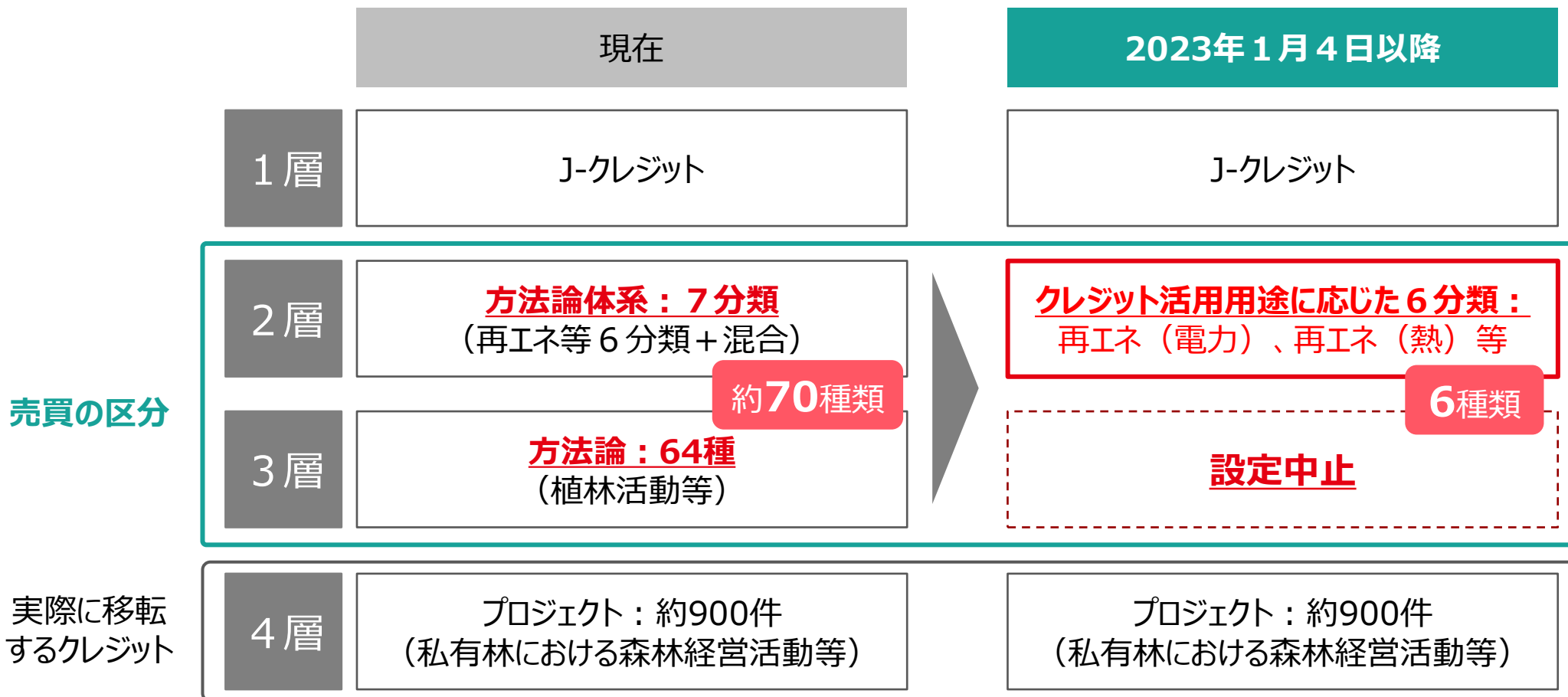
【変更後の売買区分】

各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）にもとづいた売買の区分（すべての方法論（大分類）において当面の間、個別方法論ごとの売買の区分を設定しません）

2. 制度変更の全体概要について

- J-クレジットの売買の区分を**約70種類から6種類に変更**

- 現在は、2層（方法論体系7分類）と3層の方法論（64種）の約70種類の売買の区分となっています。
- 変更後は、クレジットの活用用途に応じた6分類による2層の売買の区分のみを設定します。



※ J-VER制度移行型、J-VER（未移行）、国内クレジット制度移行型、国内クレジット（未移行）については変更はありません。

3. 現在の売買の区分と変更後の売買の区分について

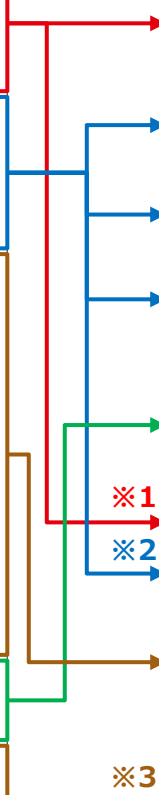
- 現在は、方法論（大分類）及び個別方法論に応じた売買の区分としていますが、2023年1月4日以降は省エネ量、再エネ量（電力）等の保有量をベースにクレジットの売買の区分を設定します。
- 移転クレジットによっては、**従来の方法論とは異なる「その他」の区分となる可能性がありますので御留意ください。**

【現在の売買の区分】

第二階層	第三階層	第四階層
方法論（大分類）	個別方法論	移転クレジット
売買の区分 ※第二層、または第三層の区分を選択して発注		移転クレジット
省エネルギー	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入等 42の個別方法論	1もしくは19から始まる7桁のクレジット認証番号をもつプロジェクト
	三層指定不可（複数の個別方法論あたり）	
再生可能エネルギー	太陽光発電設備の導入 水力発電設備の導入等 9の個別方法論	
	三層指定不可（複数の個別方法論あたり）	
工業プロセス	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更 麻酔用N2O ガス回収・分解システムの導入等 5の個別方法論	
農業	豚・ブイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更等 4の個別方法論	
廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減 食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更といった2の個別方法論	
森林	森林経営活動 植林活動 等 3の個別方法論	
混合型	(指定しない)	

【2023年1月4日以降の売買の区分】

第二階層	第三階層	第四階層
方法論（大分類）	個別方法論	移転クレジット
売買の区分 ※第二層の区分を選択して発注		移転クレジット
省エネルギー	(指定しない)	省エネに属する移転クレジットのうちモニタリング報告書において省エネ量のみが正の数である移転クレジット（具体例1）
再エネ（電力）	(指定しない)	再エネに属する移転クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）のみが正の数である移転クレジット（具体例2、3）
再エネ（熱）	(指定しない)	再エネに属する移転クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（熱）のみが正の数である移転クレジット（具体例4）
再エネ（混合）	(指定しない)	再エネに属する移転クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）のいずれもが正の数である移転クレジット（具体例5）
森林	(指定しない)	森林に属する移転クレジット（具体例6）
その他	(指定しない)	上記のいずれにもあてはまらない移転クレジット ・工業、農業、廃棄物（廃棄物は移転クレジットが存在しない）に属する移転クレジット（具体例7-9） ・再エネに属する移転クレジットのうち、モニタリング報告書において再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）のいずれも正の数でない移転クレジット（具体例10）（※1） ・省エネに属する移転クレジットのうち、モニタリング報告書において省エネ量が正の数でない移転クレジット（具体例11）（※2） ・モニタリング報告書において省エネ量及び再エネ量（電力）又は再エネ量（熱）が正の数である移転クレジット（具体例12）（※3）



4. 変更案における売買の区分の具体例

- 下表のような架空の移転クレジットが存在する場合、売買の区分は赤字のとおりとなります。

#	PJ番号	認証回数	クレジット 認証番号	方法論	認証量 (t-CO2)	再エネ量 (電力) (MWh)	再エネ量 (熱) (GJ)	省エネ量 (kl)	売買の区分	備考
1	800	1	1080001	省エネルギー（ボイラーの導入）	100	-	-	50	省エネ	省エネ量のみが正の数であるため 省エネ
2	801	1	1080101	再生可能エネルギー（太陽光発電設備の導入）	100	200	-	-	再エネ（電力）	再エネ量（電力）のみが正の数であるため 再エネ（電力）
3	802	1	1080201	再生可能エネルギー（バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替）	100	150	-	-	再エネ（電力）	方法論としては再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）を生み出す可能性もあるが、実際のPJは再エネ量（電力）のみが正の数であるため 再エネ（電力）
4	803	1	1080301	再生可能エネルギー（バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替）	100	-	1000	-	再エネ（熱）	方法論としては再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）を生み出す可能性もあるが、実際のPJは再エネ量（熱）のみが正の数であるため 再エネ（熱）
5	804	1	1080401	再生可能エネルギー（バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替）	100	10	100	-	再エネ（混合）	再エネ量（電力）と再エネ量（熱）双方が正の数であるため 再エネ（混合）
6	805	1	1080501	森林（森林経営活動）	100	-	-	-	森林	森林の方法論であるため 森林
7	806	1	1080601	工業プロセス（マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更）	100	-	-	-	その他	工業プロセスの方法論であるため その他
8	807	1	1080701	農業プロセス（家畜排せつ物管理方法の変更）	100	-	-	-	その他	農業の方法論であるため その他
9	808	1	1080801	廃棄物（微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減）	100	-	-	-	その他	廃棄物の方法論であるため その他
10	809	1	1080901	再生可能エネルギー（太陽光発電設備の導入）	100	0	-	-	その他	再エネに属する移転クレジットのうち、再エネ量（電力）および再エネ量（熱）が正の数でないため その他
11	810	1	1081001	省エネルギー（ボイラーの導入）	30	-	-	0	その他	省エネの方法論ではあるが省エネ量が正の数でないため その他
12	811	1	1081101	再生可能エネルギー（バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料の代替）および省エネルギー（空調設備の更新（A重油→電気））	100	-	500	30	その他	省エネと再エネの混合型の方法論であるため その他
13	812	1	1081201	省エネルギー（ボイラーの導入）	100	-	-	50	省エネ	同一PJでも認証回数異なるものは別の移転クレジットとして扱う。省エネ量が正の数であるため 省エネ
14	812	2	1081202	省エネルギー（ボイラーの導入）	100	-	-	0	その他	同一PJでも認証回数異なるものは別の移転クレジットとして扱う。省エネ量が正の数でないため その他